

(旧) 鶴ヶ島市ふれあいセンター利用事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 (旧) 鶴ヶ島市ふれあいセンター利用事業者の候補者を厳正かつ公正に選定するため、(旧) 鶴ヶ島市ふれあいセンター利用事業者選定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利用事業者の候補者の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長、総合政策部長、市民生活部長、健康福祉部長、都市整備部長
- (2) 委員長が特に認めた職員

2 前項各号に掲げるもののほか、市長は必要に応じ、市有財産の有効活用を図るため、市民を委員として委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、市民生活部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部市民協働推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月19日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。